（実績変更対象項目）
共通仮設費：共通仮設費率に含まない項目の費用
現場管理費：労務管理費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用）

⑱　本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。（詳細は入札説明書による。）

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者、又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年７月25日付け九州地方整備局長）に示すところにより、九州地方整備局長から福岡第２法務総合庁舎㉘建築工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格の認定を受けている者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　九州地方整備局における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。ただし、特定ＪＶの代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が1,100点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。ただし、上記⑵の再認定を受けた特定ＪＶの代表者以外の構成員にあたっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）

⑸　平成13年度以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した次に掲げる要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（特定ＪＶ又は、経常建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）ただし、下記実績は同一建物の工事であること。

同種工事とは、以下の㋐の要件を満たす新築又は増築（増築にあっては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）とする。

㋐
・建物用途　事務所・庁舎又は類似施設
・構造　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（複合構造を含む）
・階数　地上７階建以上かつ地下１階以上
・規模　延べ面積20,000㎡以上

ただし、特定ＪＶの代表者又は、経常建設共同企業体の構成員のうちの１社が、上記㋐の要件を満たす同種工事の実績を有していればよい。

なお、特定ＪＶの代表者以外及び経常建設共同企業体のその他の構成員は、平成13年度以降に元請けとして以下に掲げる同種工事の実績を有すること。

同種工事とは、以下の㋑の要件を満たす新築又は増築（増築にあっては増築部分）工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）の実績を有すること。

㋑
・建物用途　事務所・庁舎又は類似施設
・構造　鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（複合構造を含む）
・階数　地上４階建以上
・規模　延べ面積10,000㎡以上

㋐及び㋑の建物用途において同種工事として認める類似施設とは、事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。また、複合用途建築物については、同種工事として認める建物用途部分が同種工事として求める建物規模以上ある建築物については、同等の施工実績があるものと見なし、同種工事として認める建物用途の部分が全体の過半を占め、かつ全体が同種工事として求める建物規模以上ある建物についても、同等の施工実績があるものと見なす。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農業水産事業部門を除く）の発注工事又は、工事成績相互利用適用対象工事（※）に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

※工事成績相互利用適用対象工事とは、入札説明書別紙４に示す工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事とする。（以下同じ。）

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。なお、建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。

①　１級建築施工管理技士、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣がこれらの者と同等以上の能力等を有するものと認定した者であること。

②　平成13年度以降に、元請けの技術者として上記⑸㋐に掲げる同種工事の経験を有する者であること。（特定ＪＶ又は、経常建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、１人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。また、特定ＪＶ又は、経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局（農業水産事業部門を除く）の発注工事又は工事成績相互利用適用対象工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。（工事成績評定通知書の再発行等については、５年以内のものは該当工事発注事務所にて、それ以前のものは営繕部技術・評価課に申請すれば再発行が可能である。但し、工事成績相互利用適用対象工事は対象外。）さらに、当該実績が、工期１年未満の工事にあっては工期の半分未満の従事期間、工期１年以上の工期の工事にあっては６ヶ月未満の従事期間である場合は実績として認めない。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を提出するものとし、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。なお、特定ＪＶを結成して申請書を提出した者の構成員の一部が指名停止措置を受けたことにより、残余の構成員が新たな特定ＪＶを結成して特定ＪＶの認定及び競争参加資格の確認申請を行う場合及び残余の構成員が単独で競争参加資格の確認申請を行う場合においては、平成28年８月22日以降の認定及び確認申請に係るものについては、競争参加資格を認めない。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある又は特別な提携関係等がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

①　資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第２条第３項第２号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。
㋑　親会社と子会社の関係にある場合
㋺　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㋑については、会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。
㋑　一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
㋺　一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。